報　告　事　項

No. 1

報告先		報告者	山崎．八尋
日　時	49年　4月　12日	曜日	時　　分

報告・決裁　本山について

I　宗門の実権は、全部猊下に集中して、その一存で決定されるということのようです。

その事務処理については、宗務院では藤本庶務部長、内事部では早瀬理事が、それぞれ一手に掌握し、他の介在を許さぬ存在です。この二人の動向が今後重要性を増すと思われます。

総監、教学部長はどちらかといえば浮いたような感じですが、一面総監と理事は密接な連係をとり合っています。

II．今回の道路問題、土地問題はよほどこたえたとみえて、改革

には、本山も覚悟をきめてとりくむつもりのようです。ことに早瀬理事が積極的で、「自分は6年間、苦しみながら、この機会をまっていた。今思い切ってやらなければやるときがない。今まで何度言ってもうんといわなかった猊下が、やっと折れたのだから、気の変らぬうちに、進めたい。」といっており、自身で宗教法人法の勉強もしています。宗制宗規、本山規則の改正も辞さないとの考えを述べておりました。

この方向には、総監、藤本庶務部長も同調しているようです。ただその他の僧侶達はいまだに事態の深刻さを知らず、学会の刺激で改革を進めるのに抵抗する空気もあるようですが、

理事がしゃにむに押している感じです。

III. このように、一応こちらの意見を全面的に容れて、改革しようという意図があることはたしかなようです。理事は"必要があれば、どんな書類でも見せます。何でも話します"という態度です。又、将来とも自力では運営ができず、学会側の世話にならなくてはならないこともほぼ承知しています。財政面についても登山会以外の収益事業は（例外的なものを含めて）やらないつもりだと、この面でも学会だけに依存するかのような口ぶりです。

しかし、根底の体質的なものには、時折りひやりとしたものを感じさせられます。

例えば会長の話された、"最近は霊友会が参っていたときは隆盛だったが、霊友会がダメになってから次第にさびれて来た。本山はそういうことにならないように気をつけねばならない"（現代社会における聖職者の役割について話しているときに）"何といっても僧侶の特権は宗教法人法で認められているのだから、これを最大限に利用して悪いはずがない" "学会の折伏で信者がふえて来たが、これをどう定着させるかが寺の役目だ"等の言葉が出てきます。

これは猊下の説法と同じ趣旨のことであり、要は"学会がどうなろうと、本山はもちこたえられるようにしよう" "僧侶には特権が許されて

いるので、それを信徒が云々すべきでない〟という意図を露骨に示すものです。

僧侶の中に流れる反学会感情（Gが中心であることは間違いありません）とをつなぎあわせて考えると、〝学会の健在な間は、せいぜい利用しよう、学会がもしものことがあっても、信者だけはしっかりつかんでいこう〟という考えです。最近墓地の造成に力を入れているのもその表れと思われます。

要するに、総監、理事、庶務部長らの考えは、猊下の老令により硬直化し、かつマンモス化についていけなくなった宗内体制をこの際近代化しなくてはならず、そのためには全面的に学会の圧力と力をかりるしかないが、

そうかといって、本山、僧侶の権威と特権は将来のため侵されたくない、ということのように思われます。要するに、本山と学会と一体不二の体制にあって、広宣流布という宗教的使命感は感じられず、むしろ、寺の維持、僧侶という職域の維持ということに徹しているのではないかとの印象を受けます。

Ⅲ、今回、地元でおこった諸問題が、本山の地元対策のまずさを重大な原因とすることは既に指摘したとおりですが、本山と地元のつながりには、まことに微妙なものがあります。

本山の総代は、元上野村の有力者であり、周辺には、

法華講がたくさんいますがその中には、学会に対する反感と警戒心があります。昨年春、告発事件をおこした渡辺泰雄は、法華講の幹部ですが、私が問いつめたとき、"正本堂は学会がつくったのだから"とか"猊下を允許するのではなく、池田会長だけを允許するのだと思って、允許状に印を押した"と述べています。

今回の県議補選に立候補する渡辺紀（法華講員）について猊下は、公明党から支援して欲しいといっていますが、その渡辺を推す有力者は日示とそれから渡辺泰雄です。又猊下は渡辺泰雄らの陳状を入れて、白糸地区にある本山の土地

を、ゴルフ場用地として太平洋クラブに賃貸しています。
総代の篠原一は日顕と親しく、日顕の推選で農協の副理事長に就任しています。
本山としては法華講員のたくさんいる旧上野村周辺だけを地元と考え、面倒をみてきたが、富士宮市全体を地元とは考えていなかったといえます。そして旧上野村と大石寺の関係は、妙本寺と保田周辺との関係に似たものがあります。
端的にいえば、これまで上野地区は親大石寺・反学会で、それ以外の富士宮市は反大石寺・反学会でした。
ところが、ここに来て、（上野を除く）富士宮市としては、親学会、やや本山批判的と

いった色合いを持ってきています。このことは、本山も敏感に感じて警戒しています。なお、総代をはじめ、地元の有力な法華講員が日宗らと親しい以上、本山情報はつつ抜けも当然です。従業員もそうした中から来ています。

地元対策については、うっかり本山側に話せないし、逆に本山に関することは、市側に言うと、そのまま本山に流れるということです。

Ⅱ、今後の私達の作業の進め方について。

本山の問題については、ほぼ全容をつかみましたが、今後どのように処理して行くかについて二とおり考えられます。一つは、本山とはいずれ関

係を清算せざるを得ないから学会に火の粉がふりかからない範囲で、つまり、向う３年間の安全確保をはかり、その間、学会との関係ではいつでも清算できるようにしておくという方法であり、いま一つは、長期にわたる本山管理の仕掛けを今やっておいて背後を固めるという方法です。

本山管理に介入することは、火中の栗をひろう結果になりかねない危険が多分にあります。

しかし、私の考えでは、本山、正本体、党や大学、あるいは民音以上に、学会にとっては価値のある外部と思、(存在)われ、これを安定的に引きつけておくことは、広布戦略の上で欠かせない要

素ではないかと思われます。こうした観点から、後者の路線ですすむしかないように思われます。

そのための方向としては、

(1) 本山事務機構（法人事務、経理事務）の実質的支配

(2) 財政面の支配（学会依存度を高める）

(3) 渉外面の支配

(4) 信者に対する統率権の支配（宗制、宗規における法華講総講頭の権限の確立、海外布教権の確立等）

(5) 墓地、典礼の執行権の移譲

(6) 総代による末寺支配

が必要です。これらのことは機会をとらえながらさりげなく行うことが必要であり今回のことは、(1)、(2)、(3)を確立し

更に(4)まで確立できるチャンスではあります。
いずれにせよ、先生の高度の判断によって決せられるべきと思いますのでご裁断をあおぐ次才です。

317

報　告　事　項

No. 1

報告先		報告者	山崎友、八尋
日　時	49年　4月　22日	曜日	時　分

報告・決裁

国際センターについて

本山側の扱い

以前、御検討いただいたとき、

名誉総裁　猊下
名誉理事長　総監
名誉理事　藤本栄道
〃　早瀬義孔

というお話がありました。

（この段階では、先生は、名誉会長ということですすめられていました）

本山側の扱いとしては、

(1) 日蓮正宗の名称を用いること。（文化庁の方で明示するようにとの行政指導あり）
(2) 本山より寄付金が出ること。
(3) ㊣事業と関連があること。

などから、何らかの形で

待遇があった方がよいのではなかろうか、その際、実質的な運営にはタッチしないということで、上記のような案があったと思われます。

現時点での検討では、

A、上記の形で行く。

B、猊下の名誉総裁だけでよい。（この場合、他の人は、参与に入れるか、或いはまったくはずす）

C、本山側は全部はずす。

の三案が考えられます。

私達の意見としては、B案でよいのではないか、（この場合、総監は参与とし、他の人は特に入れない）と思っています。

参与制について、

正式の役員の他に、海外

指導に行く機会の多い幹部については、何らかの役職名が必要と思われます。

参与制を設け、次の方々を充てては如何でしょうか。

（法人上の役職ではないので、かなり自由にできます）

北条　　早瀬日慈
和泉
山崎尚
辻
原島
持永

門内での、種々な根まわしにも必要と思われます。

メンバーは、随意入れかえられますし、役所への届出も不必要です。